

東京都地域医療構想調整会議設置要綱

平成28年10月18日付28福保医政第1104号

(目的)

第1 医療法第30条の14に基づき東京都地域医療構想（平成28年8月1日付東京都告示第1349号）（以下「地域医療構想」という。）の実現に向けた取組について協議するため、「東京都地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）」を構想区域ごとに設置する。

(所掌事項)

第2 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の医療の状況について
- (2) 地域の医療機能の確保について
- (3) その他地域医療構想の実現に向けた取組等について

(構成)

第3 調整会議は、当該構想区域内の医療機関、医療関係団体、医療保険者及び区市町村等によって構成する。

(座長)

第4 調整会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、第3に定める者の中から互選により定め、副座長は医療関係者及び区市町村等の行政機関より座長が指名する。
- 3 座長は、調整会議の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5 調整会議に出席した医療機関は、第3で定める者以外であっても、座長の許可の下意見を言うことができる。

- 2 座長は、必要と認める場合には、第3で定める者以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(運用)

第6 調整会議は、座長が必要と認めた場合、複数の構想区域の合同開催や議事に応じた開催など柔軟に運用できるものとする。

(調整会議の公開等)

第7 調整会議並びに会議録及び会議に係る資料は、公開する。ただし、患者情報等の個人情報や医療機関の経営に関する情報、その他これに準ずる情報を扱う場合を除く。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、決定の日から施行する。